

物品購入等競争入札心得（電子入札）

（趣旨）

第1 この心得は、秋田県が秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。））を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「見積入札システム」という。）により実施する物品調達の競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

（法令等の遵守）

第2 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）その他の法令並びに秋田県物品等調達支払管理システム利用規約及びこの入札心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

（説明会）

第3 原則として入札説明会は行わないものとし、入札参加者は、当該調達物品の仕様書その他の契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

（質疑）

第4 入札参加者は、入札説明書及び仕様書その他において質疑のある場合は、開札日の5日前（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）までに入札執行者あてに電子メールにより質問できるものとし、当該回答は見積入札システムに掲示するものとする。

（失格）

第5 入札参加者は、次の各号の一に該当する場合は入札に参加することができない。

- (1) 入札書の提出期限の日（第8に規定する納入物品明細書の提出が必要な場合においては、当該納入物品明細書の提出期限の日）から落札決定の日までの間において、秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加等に関する要綱（以下「入札参加資格要綱」という。）第11条第1項に基づく入札参加資格者の決定の取消し又は同条第3項に基づく資格効力の停止措置を受けているとき。
- (2) 第6に規定する入札保証金の納付又は免除に係る手続きがなされなかったとき。
- (3) 第9に規定する納入物品明細書その他確認書類を提出しなかったとき。
- (4) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのあるとき。

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付し、又はこれに代えて財務規則第160条第2項第1号から第6号までに定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第162条の規定により次の各号のいずれかに該当する者が、入札公告において定める期日までに当該書面を提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の入札保証金を納付させないことができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該保険契約証書
 - (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と、当該購入物品又はこれに相当する物品の売買契約で1件の契約につき当該契約希望金額の5割を超える契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し
 - (3) 入札参加資格要綱第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されている者は、入札保証金免除申請書
- 2 前項に係る審査に際して説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
- 3 入札保証金は、入札終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。
- 4 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の辞退)

第7 入札参加者は、入札の執行の完了（落札者の決定）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、見積入札システムにより辞退の手続きを行わなければならない。
- 3 入札を辞退した者が前項による手続きを行った場合は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取り止め等)

第8 入札執行者は、入札参加者が第2の規定に抵触する疑いがあるとき等入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(納入物品明細書)

第9 入札参加者は、入札公告において定めるところにより、契約しようとする物品の仕様等を明記した納入物品明細書を見積入札システムにより提出しなければならない。

(入札)

第10 入札参加者は、入札公告において定める日時までに見積入札システムにより入札の手続きを行わなければならない。ただし、入札者側のシステム障害等により入札の手続きが間に合わない場合で、締切時刻までに連絡があったときは、この限りでない。

- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。ただし、納入期限が平成31年10月1日以降である場合は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、単価契約における取扱いについては、入札公告において定めるものとする。
- 3 複数の物品により構成される総価契約における入札金額は、後に個々の物品価格が特定できる金額とすること。
- 4 入札参加者が、代表権を持つ者（登記記録等により代表権があることが確認できる者をいう。以下「代表者」という。）以外の者である場合は、入札書の提出期限の日（納入物品明細書の提出が必要な場合は、当該納入物品明細書の提出期限の日）までに、代表者から入札参加者への委任状を提出すること。なお、委任状の確認は各年度に1回とするが、代表者又は受任者に変更があった場合は、この限りでない。

(入札金額の書き換え等の禁止)

第11 入札参加者は、当該入札金額の書き換え及び撤回をすることができない。

(入札の無効)

第12 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 特に定めるもののほか、納入物品明細書を提出しない者のした入札
- (3) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (4) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (6) 談合その他不正行為が行われたと認められる入札
- (7) 前各号に定めるもののほか、入札説明書及び仕様書等で求めた事項に違反すると認められる入札

(開札)

第13 開札は、入札公告において定める日時に見積入札システムにより行う。

- 2 開札の結果、入札参加者が1者であった場合でも、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(落札者の決定方法)

- 第14 入札執行者は、財務規則第159条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。
- 2 落札者を決定したときは、見積入札システムによりその旨を落札者に通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第15 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、見積入札システムによるくじ引により落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

- 第16 入札執行者は、開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は原則として2回までとする。
- 2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。
- (1) 第12(1)から(2)及び(4)から(6)までの規定により無効とされた入札をした者
 - (2) 第12(7)の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者
- 3 第7及び第8の規定は、再度の入札に準用する。

(随意契約の実施)

- 第17 入札執行者は、再度の開札をした結果、落札者とすべき者がいない場合は、最低の価格が予定価格に近似値であり、かつ、改めて入札手続きをすることが公共の利益を損なうおそれがあると認められるときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をする場合がある。

(契約保証金)

- 第18 落札者は、落札決定後速やかに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付し、又はこれに代えて財務規則第177条第2項第1号に定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第178条の規定により次の各号の一に該当する者で、当該書面を提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の契約保証金を納付させないことができる。
- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、当該保険契約証書
 - (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と、当該購入物品又はこれに相当する物品の売買契約で1件の契約につき当該契約希望金額の5割を超える契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書類(支払通知書等)の写し

2 落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

(契約書の提出)

第19 契約書を作成する場合には、落札者は契約書に記名押印し、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札の効力を失う。

(仮契約)

第20 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田県条例第32号）第3条に該当する場合は、秋田県議会の議決に基づき契約が成立するため、それまでの間は仮契約を締結するものとする。

(異議の申立て)

第21 入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項及び仕様書（図面等の添付資料を含む。）について不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(支払)

第22 契約物品の代金については、秋田県が行う検査に合格した後、適法な支払請求に基づき支払うものとする。

(その他)

第23 消費税等の額は、物品の引渡し完了した日における税率により計算した金額とし、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

2 入札参加者は、関係法令及び契約担当者の指導事項を遵守し、契約当事者相互の良好な信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

(平成18年 4月 1日施行)

(平成21年 4月 1日施行)

(平成26年 4月 1日施行)

(平成28年 4月28日施行)

(平成30年 6月26日施行)

(平成31年 3月22日施行)